



お知らせ

国民年金だより

むつ年金事務所 ☎22-2278

国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

令和2年度の免除申請などの受付は、令和2年7月1日から開始され、令和2年7月分から令和3年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。よって令和2年7月に申請する場合は、平成30年6月まで遡って申請できます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

【免除が承認された場合の免除額と保険料】

令和元年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
保険料	0円	4,140円※	8,270円※	12,410円※

※免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤（奈）

国民健康保険料（第1期）、後期高齢者医療保険料（第1期）の納期は、

7月31日(金)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受け付けています。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。

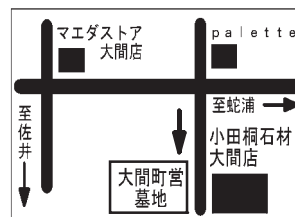
確かな加工技術



技術の向上



確かな技術でお客様のオーダーにお答えします



有限会社 小田桐石材

むつ市仲町15-8
本店33-3166 大間37-5466

本店33-3166 大間37-5466
小田桐石材 検索